

令和8年度第5回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月26日（水）午後1時30分から午後2時05分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 全員協議会室

3. 出席委員（12人）

会長 13番 加藤 秀信

会長職務代理者 2番 田川 幹雄

委員 1番 吉村 智和 3番 田嶋 睦

4番 川崎 善徳 5番 江川 直美

6番 塚田 倫一 7番 石谷 吉昭

8番 中嶋 豊美 9番 田崎 正實

10番 石田 継治 12番 炭田 学

4. 欠席委員（2人） 11番 堀川 治夫 14番 朝倉 雪

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明願について

議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する
意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告につ
いて

第6 その他

(1) 9月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 宮川 豊一 局長補佐 藤井 恭代

主任 川崎 直樹 主査 板東 裕美 主事 酒井 麻江

7. 会議の概要

◇開会宣言
◇会長あいさつ

◇定足数の確認	
事務局	出席状況報告。 委員総数24名中、出席委員16名。農業委員総数14名の過半数の出席。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議成立。
◇業務報告	
事務局	【業務報告】
◇議事録署名人の指名	
議長	議事録署名人に、1番・吉村委員、2番・田川職務代理者を指名
◇議 事	
議長	続きまして、日程第5 議事に入ります。
◇議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明を求めます。 番号1番について、6番 塚田委員お願いいたします。
6番	事務局の説明どおり問題ないものと思います。
議長	それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。
12番	これは所有権移転ということでこの隣を作られているんですけども、これは〇〇さんが作っている田んぼになるんですか。
事務局	10字1番、25字14番、30字5番と39字2番は、〇〇さんが代表である■■さんが耕作されているので、特段問題ないと思われます。他の1字17番、22字5番、22字6番の2、45字70番1とその周りは現在、□□さんが耕作しておりまして、作業を委託することを予定していると伺っておりますので、特段全体として支障がないと思われます。
12番	これは、△△さんは■■の一員ですか。〇〇さんから■■さんにお貸しするんですか。
事務局	譲り渡し人が、●●県にお住まいの△△さんで、所有権移転先が▲▲の〇〇さんで、〇〇さんは現在、■■の代表でいらっしゃいます。
12番	■■が引き受けて作るということで、名義が〇〇さんだけになるということですか。
事務局	はい、そういうことになるかなと思います。
12番	そうすると、中間管理機構に〇〇さんがお貸しして、それで■■が作られるということですか。〇〇さんと作られる方との関係はどうなるんでしょうか。
事務局	〇〇さんが■■の代表でいらっしゃいますので。 再度になるんですが、今、稲が植えてあるところなんですけど、全部ではありませんが□□さんが耕作しています。一部の筆について□□さんが耕作しているので、〇〇さんから□□さんに作業委託を予定しているとのことです。 中間管理事業を使うかについては、不明です。
12番	まだ相対で作ってもらうようにしているんでしょうか。
事務局	新規ではもう相対はできないので、作業の委託という形で予定していると伺っています。 ちょっと整理しますと、今現在、□□さんが作っている田んぼについては、真ん中を〇〇さんというか、■■さんが作るということは現実的じゃない、作業の非効率化になるので、今作っている真ん中にある田んぼについては、作業委託で対応するということです。それで今、■■が作っている田んぼについては、そのまま〇〇さんが代表である■■がそのまま引き継ぐということになります。

12番	■■は適格法人ですよ。で、代表が〇〇さんということですね。〇〇さんはその法人に契約移転をするということになりますよね。〇〇さん個人が■■に契約をするということですよ。それは中間管理も通さないで直接委託契約をするということですか。
事務局	現在、〇〇さんの田んぼについては、中間管理事業を通じて、■■と□□にそれぞれ貸しているというような状況です。 これからにつきましては、多分ですが、中間管理機構を通した契約を結ぶと思われます。
12番	わかりました。そういうふうな方向で、中間管理を通して個人からじゃなくて、分かり易くやっていただいた方がいいのかなというふうに思います。私も土地を持っているんだけど、それを中間管理機構から▲▲の方に貸していただくような形にしていますので、そういう形で全体として管理できる状態にあった方がいいのかなというふうに思いますけど。
議長	他にございませんか
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	(賛成多数)
議長	賛成全員です。よって許可相当と認めます。
◇議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明を求めます。 番号1番から7番について、6番・塚田委員 お願いします。
6番	事務局説明のとおり問題ないというふうに思います。
議長	次に、番号8番から10番については、私の方から説明します。 一昨年まで私がこの田んぼを耕作してまして、〇〇さんが、その隣にも従業員の駐車場があるんですけども、大型車の駐車場がないということで、売買契約としたいという話が出てきましたので、事務局の説明の通り問題ないと思われます。
議長	次に、本件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査員を代表して、7番・石谷委員に調査結果の報告をお願いします。
7番	本日朝9時より、塚田委員、中嶋委員と事務局1名で現地を確認してまいりました。事務局の報告通り、問題はないというふうに思います。
議長	それでは、この案件について、ご質問はありますか。
12番	これ1回、別件で申請出ましたよね。□□さんと■■さんですね。それも駐車場とか資材置き場とかいうことで申請が上がっていたんですけど、さらに拡張するということになるんですか。なぜ小出しにこういう風に取得を増やしていくことになるのかなということ。 元々、この□□さんの資材置場としてのありがたい姿っていうのはどれくらいあって、また、これからもどんどん続くのであれば、先ほど2分の1拡張ということに対して、どこまで影響を及ぼすのかということについて見解をお願いします。
事務局	説明でもさせていただいたんですが、令和8年2月実施の第11回農業委員会定例総会で、農振農用地からまず除外するという手続きを踏みまして、その後認められたことによって、次の手続きとして転用の手続きに進んでおります。ですので、11回の時に案件を図らせていただいたものが、農地転用ができるということになって、申請を今回出してきたということで、面積は同じ面積で、内容も同じとなっております。
12番	当時、現地調査をさせていただいてるんですけど、□□さんのやつは。その中でコンクリートの酸性に対してカドミウムとかそういうものが溶け

	る可能性があるので、排水路に流れないような形になりませんかというふうなことでの質問をさせていただいて、□□からはそんなの入ってないからというふうなことをおっしゃっているんだけど、そういうことはちょっと違うんだけど、それに対してはちゃんと問題ないということの言質をとってやってくださいねというふうなことを説明したからと思うんですけども、そこについてはどういうふうになるんですか。
事務局	委員さんの方から条件付してというか、確認してほしいということがありますので、どうだったかについて□□からの回答があった旨もご報告させていただいてと思います。 農振除外の際には現地調査は行っていないと思いますが。
12番	いや、一緒に行きましたよね。 その時の審議の中で、地区の人から人を雇うということをおる程度進めますよということで了解しているというふうに認識してたんですけど、今回で、各地域の人の雇用という形が実現するんでしょうかね。
事務局	農振除外の際に、今おっしゃっていただいたことの条件も出ておりまして、その件については、雇用の協定は結ばせていただいております。今回転用の許可要件としては、2分の1の拡張という許可要件で申請がありました。
議長	他にございませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので、採決に入ります。 議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 県に進達する事に賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	賛成全員です。よって県に進達するものと致します。
◇ 議案第3号 現況証明願について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員を求めます。番号1番について、3番・田嶋委員お願いします。
3番	事務局の説明通りだとは思いますが、申請人は〇〇さんですが、使用者は□□さんになっているということですので、ご理解をお願いいたします。以上です。
議長	次に本件について本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、7番・石谷委員に調査結果の報告をお願いいたします。
7番	先ほど申し上げましたように、9時から塚田委員、中嶋委員と一緒に調査させていただきました。ちょっと引っかかるところはいろいろあるんですけど、問題はないと思います。ただ、申請事由のところに、実際、見てきたところによると、飼料を置いてあったので、飼料を置いてありますって書けば何の問題もないと思うんですけど、農用地として使っているわけですから。そこに飼料を置けば問題ないんですけど、納得できないところあるんですけども、実際の現場を見ますとあれで仕方ないのかなというふうに思いました。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは、この案件について、ご質問はありますか。
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、議案第3号 「現況証明願について」、「非農地」と判断することに承認する方の挙手を求めます。
	(賛成全員)
議長	賛成全員です。よって承認することといたします。

◇ 議案第 4 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	
事務局	【事務局説明】
議長	それでは、本案について、何かご質問はありませんか。
	（質問なし）
議長	質問がないようですので採決に入ります。 それでは、議案第 4 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について」、「意見なし」とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	（挙手全員）
議長	賛成全員です。よって「意見なし」と決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。
◇ 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について	
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、何かご質問ございませんか？
	（質問なし）
議長	質問がないようですので、報告第 1 号を終わります。
◇ 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について	
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、ご質問はありませんか。
	（質問なし）
議長	質問がないようですので、報告第 2 号を終わります。
◇ その他	
	【その他（１）事務局説明】
議長	本件について、ご質問はありませんか。
	（質問なし）
	【その他（２）事務局説明】
	（令和 8 年熊本地震義援金について）
	・ 義援金の振込み後の送金先についての質問（熊本県へ送金される） ・ 1 人千円として合計で送金させていただくことで了承を得る。
◇ 閉 会	

令和 8 年 8 月 26 日

議 長

委 員

委 員